

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資進出の可否について明記した法令は存在しないが、投資企業管理局(DICA)によれば、外資100%での参入は可能とされている(ビジネスライセンス取得可否も含め判断すると事実上困難)。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	法令上は外資の出資比率に関する規制は存在せず、DICAによれば、外資出資比率に関する規制はなく、外資100%でも認められる。
(3) 最低資本金に関する規制	サービス業での外国法人設立には50,000米ドルの最低資本金が必要。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	特になし。
(5) (1)～(4)の根拠法	(1)～(4)に関する明確な根拠法は存在しない。
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	<p>■前述のとおり、理美容を事業目的とした外国会社を設立することは可能である。しかし、それとは別に、地域の開発委員会(ヤンゴンの場合はヤンゴン市開発委員会(YCDC)及びYCDC傘下の開発委員会)からビジネスライセンスを取得する必要がある。</p> <p>■マッサージサービスは、明確な法令はないものの、実務では外資、内資問わず認められていない。しかし「スパ」「ヘアサロン」の事業のなかでマッサージも提供しており、DICA、開発委員会(YCDC)ともに黙認しているのが実状である。</p>
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該当	該当なし。
(2) 税制優遇措置等	該当なし。
(3) 投資奨励の運用実態	該当なし。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	関連法規は存在しない。
(2)関連法規がある場合は、その名称	特になし。
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	特に存在しない。
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	フランチャイズに関してではないが、DICA内の「ジャパンデスク」に、日本人アドバイザー2名が常駐している。
(5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	フランチャイズに関して、登録・許認可制度に関する外資特有の規制はない。
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	法令上の明確な規制は存在しない。しかし、投資企業管理局(DICA)によると、外国会社をマスターフランチャイジーとすることはできない。根拠として、フランチャイズビジネスは外国会社に認められていないtrading業務を含むとみなされるためである。
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	立法に向けた動きは現時点では存在しない。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)	1) DICAにて会社設立手続き 2) 管轄のタウンシップ開発委員会にてビジネスライセンスを申請、取得する必要がある。
(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	2. 営業許可参照
(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)	不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国企業は土地または建物の賃借は原則として最長1年までしか認められない。
(4)営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など)	申請時に開発委員会が事前通知をしたうえで検査を実施する。定期検査、定期報告についての規定は特になし。 ※タムウェイ・タウンシップ開発委員会確認。
(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	タムウェイ・タウンシップ開発委員会によると、ビジネスライセンス取得について、ミャンマー会社と外資企業で異なる規則等はないものの、外資企業がビジネスライセンスを取得する場合、より多くの手続きや確認事項があるため難しい。また、ビジネスライセンスを申請する外国人は、申請時点でビザの残存期間が1年間ある必要があり、通常、ビザの最長有効期間は1年であるため、外国人による申請は実態として困難である。



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	特に必要なし。 ※タムウェイ・タウンシップ開発委員会確認。
(2) 外国人雇用の可否・制限	特になし。
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	特になし。
(4) 現地人雇用義務	特になし。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	外国人・現地人を雇用する場合は、雇用契約書の締結が必要である(雇用及び技術向上法5条)。労働者の人数が5名以上の事業者は社会保障制度への加入も必要である(社会保障法11条)。
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	特になし。
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照